

文京区安全・安心まちづくり条例に基づく防犯対策を推進する地区
の指定について

1 趣旨

区では、文京区安全・安心まちづくり条例第 17 条の規定に基づき、安全・安心まちづくりに関する施策を推進する地区を指定し、支援を行っている。

このたび、地域活動団体から推進地区指定の申請があり、平成 29 年度末までに下記の地区を「防犯対策を推進する地区」に指定したので報告するものである。

2 推進地区指定申請のあった地区（詳細は別添のとおり）

- (1) 初音町町会地区
- (2) 神明上町会地区
- (3) 白山二・三丁目地区
- (4) 白山上自治会地区

3 地区指定の経過

(1) 初音町町会地区、神明上町会地区及び白山二・三丁目地区

平成 29 年 4 月 13 日 推進地区指定の申請
4 月 28 日 安全・安心まちづくり協議会において審議
5 月 15 日～6 月 14 日 該当地区の区民意見を聴取
6 月 20 日 推進地区指定の決定
7 月 1 日 推進地区指定日（～平成 32 年 6 月 30 日）

(2) 白山上自治会地区

平成 29 年 12 月 11 日 推進地区指定の申請
12 月 22 日 安全・安心まちづくり協議会において審議
平成 30 年 1 月 4 日～2 月 2 日 該当地区の区民意見を聴取
2 月 26 日 推進地区指定の決定
3 月 1 日 推進地区指定日（～平成 33 年 2 月 28 日）

4 意見募集の実施結果

- (1) 件数 白山上自治会地区 1 件
- (2) 提出方法 意見提出用紙（1 件）
- (3) 内容 賛成 0 件、反対 0 件、その他 1 件
（白山上自治会地区以外は意見なし）

文京区安全・安心まちづくり条例に基づく防犯対策を推進する地区
(初音町町会地区)の指定について

1 趣旨

区では、文京区安全・安心まちづくり条例第17条の規定に基づき、安全・安心まちづくりに関する施策を推進する地区を指定し、支援を行っている。

このたび、地域活動団体から推進地区指定の申請があり、初音町町会地区を「防犯対策を推進する地区」に指定したので報告するものである。

2 推進地区指定申請のあった地区と内容

(1) 地区名

初音町町会地区

(2) 団体名及び代表者

初音町町会 会長 前原 基志 氏

(3) 申請理由

初音町町会地区は、幹線通りが縦断していること及び商店が所在しているため交通量が多く、マンションの増加に伴い、通勤・通学者の人口も増加しているエリアであるが、商店街以外は夜間の人通りが少なくなり、街灯が十分設置されていないところもある。年末の夜間巡回パトロールや、交通安全週間における児童・生徒の見守り活動などに努めてきたが、様々なトラブルの発生も報告されるようになってきたことから、地区全体で月1回以上のパトロール活動を実施するとともに、防犯カメラの導入も視野に入れ、住民がより安心して暮らせるようにするため、さらなる防犯活動に取り組んでいく。

(4) 推進地区の種類

防犯対策を推進する地区

(5) 地区の範囲

小石川一丁目9～12番、小石川二丁目18番(8～23号)、23～25番

【裏面参照】

3 地区指定の経過

平成29年 4月13日 推進地区指定の申請
4月28日 安全・安心まちづくり協議会において審議
5月15日～6月14日 該当地区の区民意見を聴取
6月20日 推進地区指定の決定
7月 1日 推進地区指定日(～平成32年6月30日)

4 意見募集の実施結果

なし

初音町町会地区の範囲（防犯対策を推進する地区）



文京区安全・安心まちづくり条例に基づく防犯対策を推進する地区
(神明上町会地区)の指定について

1 趣旨

区では、文京区安全・安心まちづくり条例第17条の規定に基づき、安全・安心まちづくりに関する施策を推進する地区を指定し、支援を行っている。

このたび、地域活動団体から推進地区指定の申請があり、神明上町会地区を「防犯対策を推進する地区」に指定したので報告するものである。

2 推進地区指定申請のあった地区と内容

(1) 地区名

神明上町会地区

(2) 団体名及び代表者

神明上町会 会長 高橋 繁栄 氏

(3) 申請理由

神明上町会地区は、閑静な住宅街に位置しているが、地区内に富士神社通りが横断していることから、一定の交通量があるエリアである。町会単位で長年にわたり防犯・防災・交通安全運動に取り組んできたが、近年、不特定多数の往来が増加してきたことなどから、防犯活動の一層の強化が必要になっている。今後、町会として地域内パトロールの強化による防犯活動の一体感の促進を図ることに加え、街頭防犯カメラの設置も視野に入れながら、より効果的な犯罪抑止を目指して活動していく。

(4) 推進地区の種類

防犯対策を推進する地区

(5) 地区の範囲

本駒込三丁目23番(2～6号)、24番(3～12号)、25～28番、29番(9号・10号)、30番(7～11号)、32～40番、41番(1～5号)、四丁目1～3番、12番、13番、15番(1号・2号・11号)、16番(3号・13号)、五丁目9番、25番、26番

【裏面参照】

3 地区指定の経過

平成29年 4月13日 推進地区指定の申請
4月28日 安全・安心まちづくり協議会において審議
5月15日～6月14日 該当地区の区民意見を聴取
6月20日 推進地区指定の決定
7月 1日 推進地区指定日(～平成32年6月30日)

4 意見募集の実施結果

なし

神明上町会地区の範囲（防犯対策を推進する地区）



文京区安全・安心まちづくり条例に基づく防犯対策を推進する地区
(白山二・三丁目地区)の指定について

1 趣旨

区では、文京区安全・安心まちづくり条例第17条の規定に基づき、安全・安心まちづくりに関する施策を推進する地区を指定し、支援を行っている。

このたび、地域活動団体から推進地区指定の申請があり、白山二・三丁目地区を「防犯対策を推進する地区」に指定したので報告するものである。

2 推進地区指定申請のあった地区と内容

(1) 地区名

白山二・三丁目地区

(2) 団体名及び代表者

白山二・三丁目地区連合会 会長 島川 健治 氏

(3) 申請理由

白山二・三丁目地区は、印刷工場が立ち並び、日中は交通量・人通りともに多いものの、小石川植物園に接する閑静な地区でもあり、夜間は人通りが減少するため、不審者等の徘徊や身近な犯罪の発生が懸念されている。構成する2町会が協力して地域の防犯意識を高めつつ、定期的に庁内巡回のパトロールを実施している。今後は住民同士のコミュニケーションを一層深めつつ、防犯カメラの設置も視野に入れながら、安心して暮らせる環境づくりに努めていく。

(4) 推進地区の種類

防犯対策を推進する地区

(5) 地区の範囲

白山二丁目13番(1～13号、19～21号)、14番、白山三丁目1番、2番、3番(1号、3号、4～13号)、4～6番

【裏面参照】

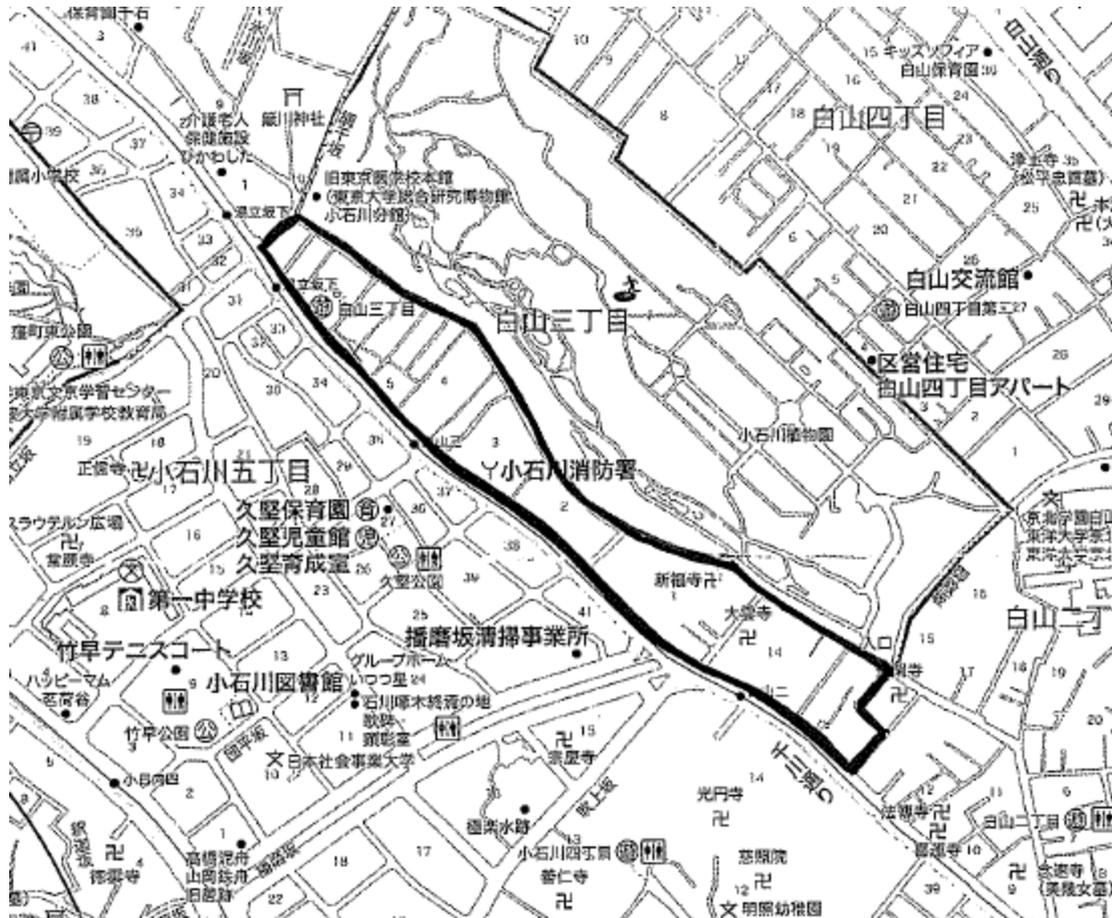
3 地区指定の経過

平成29年 4月13日 推進地区指定の申請
4月28日 安全・安心まちづくり協議会において審議
5月15日～6月14日 該当地区の区民意見を聴取
6月20日 推進地区指定の決定
7月 1日 推進地区指定日(～平成32年6月30日)

4 意見募集の実施結果

なし

白山二・三丁目地区の範囲（防犯対策を推進する地区）



文京区安全・安心まちづくり条例に基づく防犯対策を推進する地区
(白山上自治会地区)の指定について

1 趣旨

区では、文京区安全・安心まちづくり条例第17条の規定に基づき、安全・安心まちづくりに関する施策を推進する地区を指定し、支援を行っている。

このたび、地域活動団体から推進地区指定の申請があり、白山上自治会地区を「防犯対策を推進する地区」に指定したので報告するものである。

2 推進地区指定申請のあった地区と内容

(1) 地区名

白山上自治会地区

(2) 団体名及び代表者

白山上自治会 会長 寺澤 弘一郎 氏

(3) 申請理由

白山上自治会地区は、国道17号線を擁するとともに、近くに本郷通りも通っているなど、戦前より商店及び住宅が建ち並ぶ地域であるが、近年では、侵入犯・放火・付きまとい等の発生が懸念されている。白山上自治会では、地域の防犯意識を高め、犯罪を未然に防ぐため、夜警・防犯パトロールをはじめとした取組を推進している。今後は住民同士のコミュニケーションを一層深めつつ、防犯カメラの設置も視野に入れながら、安心して暮らせる環境づくりに努めていく。

(4) 推進地区の種類

防犯対策を推進する地区

(5) 地区の範囲

向丘一丁目9番、10番(1号)、11番(1～3号)、本駒込一丁目1番(1～8号、9号の一部、25～30号)、2番、3番(10号の一部、11～20号、21号の一部)、5番、6番(2～10号、20号)、7番(1号、20～26号)、8番(1～16号、26号の一部、27～28号)

【裏面参照】

3 地区指定の経過

平成29年12月11日 推進地区指定の申請

12月22日 安全・安心まちづくり協議会において審議

平成30年 1月 4日～2月2日 該当地区の区民意見を聴取

2月26日 推進地区指定の決定

3月 1日 推進地区指定日(～平成33年2月28日)

4 意見募集の実施結果

(1) 件数 1件

(2) 提出方法 意見提出用紙(1件)

(3) 内容 賛成0件、反対0件、その他1件

白山上自治会地区の範囲（防犯対策を推進する地区）



安全・安心まちづくり推進地区の指定状況（平成 30 年 3 月現在）

○湯島坂下地区（防犯対策を推進する地区）	平成 18 年 6 月指定(3 回更新)
○千駄木小学校地区（通学路の安全対策を推進する地区）	平成 18 年 10 月指定(3 回更新)
○関口一丁目地区（防犯対策を推進する地区）	平成 22 年 10 月指定(2 回更新)
○西片町会地区（防犯対策を推進する地区）	平成 24 年 10 月指定(1 回更新)
○湯島・妻恋・梅光地区（防犯対策を推進する地区）	平成 25 年 8 月指定(1 回更新)
○本郷地区（防犯対策を推進する地区）	平成 25 年 10 月指定(1 回更新)
○汐見地区（防犯対策を推進する地区）	平成 26 年 7 月指定(1 回更新)
○本駒込・本郷通り地区（防犯対策を推進する地区）	平成 26 年 7 月指定(1 回更新)
○曙町会地区（防犯対策を推進する地区）	平成 26 年 12 月指定(1 回更新)
○久堅地区（防犯対策を推進する地区）	平成 26 年 12 月指定(1 回更新)
○大和郷地区（防犯対策を推進する地区）	平成 26 年 12 月指定(1 回更新)
○根津弥生七ヶ町地区（防犯対策を推進する地区）	平成 26 年 12 月指定(1 回更新)
○田町・本郷地区（防犯対策を推進する地区）	平成 26 年 12 月指定(1 回更新)
○上御殿町会地区（防犯対策を推進する地区）	平成 26 年 12 月指定(1 回更新)
○白山下地区（防犯対策を推進する地区）	平成 27 年 12 月指定
○表町町会地区（防犯対策を推進する地区）	平成 27 年 12 月指定
○湯島・本郷・天梅地区（防犯対策を推進する地区）	平成 27 年 12 月指定
○親和・弓一地区（防犯対策を推進する地区）	平成 27 年 12 月指定
○大塚坂下地区（防犯対策を推進する地区）	平成 27 年 12 月指定
○向丘地区（防犯対策を推進する地区）	平成 27 年 12 月指定
○大塚一・二丁目町会地区（防犯対策を推進する地区）	平成 27 年 12 月指定
○後楽町会地区（防犯対策を推進する地区）	平成 28 年 12 月指定
○浅嘉町会地区（防犯対策を推進する地区）	平成 28 年 12 月指定
○丸新丸福町会地区（防犯対策を推進する地区）	平成 28 年 12 月指定
○西丸町会・千石本町通り商店会地区（防犯対策を推進する地区）	平成 28 年 12 月指定
○西原町会地区（防犯対策を推進する地区）	平成 28 年 12 月指定
○原町町会地区（防犯対策を推進する地区）	平成 28 年 12 月指定
○初音町町会地区（防犯対策を推進する地区）	平成 29 年 7 月指定
○神明上町会地区（防犯対策を推進する地区）	平成 29 年 7 月指定
○白山二・三丁目地区（防犯対策を推進する地区）	平成 29 年 7 月指定
○白山上自治会地区（防犯対策を推進する地区）	平成 30 年 3 月指定